

危険なブロック塀等除却に補助します

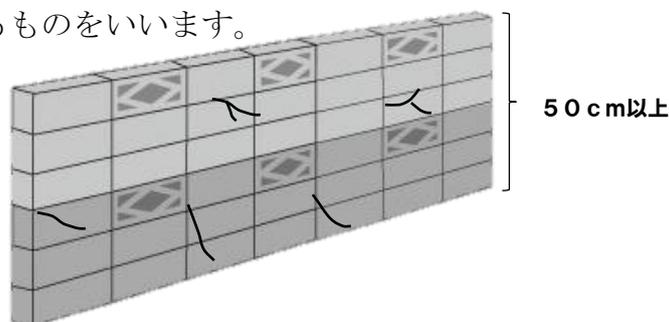
平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀等が倒壊し、2名の方が犠牲となる痛ましい事故が起きました。

秦野市では、**危険なブロック塀等を除去する方に補助金を交付する制度**があり、基準を満たせば、補助金の交付を受けることができます。この機会に補助制度を活用し、危険なブロック塀等の撤去をご検討ください。

1 補助対象となる危険なブロック塀等の定義

危険なブロック塀等とは、自己の居住のために使用している土地（以下「宅地」という。）の敷地面から50センチメートル以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリート、コンクリートパネル、石材等を用いて築造したもののうち、地震等により倒壊するおそれのある次に掲げるものをいいます。

- (1) ひび割れしているもの
- (2) 破損しているもの
- (3) 傾斜しているもの
- (4) 建築基準法の基準に適合しないもの



2 補助の対象

補助対象は、**宅地と接する公衆用道路との間に設けられた、危険ブロック塀等の除去**となります。

補助金を交付するためには、ブロック塀を撤去する前に申請が必要のため、必ず撤去前に防災課までご連絡ください。（申請前にブロック塀を撤去すると補助対象外になります）

3 補助金の額

補助対象費用は、**危険なブロック塀等を除去するための費用のみ**です。

また、補助の対象とする費用の額は、別表に定める標準額に除去する塀の面積を乗じた額、又は事業者による見積額のいずれか少ない額の75%となります。

別表 基準額一覧表

補助対象事業		単位	標準額	備考
危険なブロック塀等の除去	ブロック塀等	1平方メートル (壁面の面積)	5,000円	基礎を残す場合
			14,500円	基礎を取り壊す場合
	門柱		13,800円	

裏面あり

※例 長さ15m 高さ1.2mの危険ブロック塀等を撤去する場合

面積：15m×1.2m＝18m²

市標準額（基礎を残す場合）：18m²×5,000円＝90,000円

業者見積額：150,000円

→いずれか少ない額の75%補助のため、90,000円を採用し

90,000円×75%＝67,500円

千円未満切り捨てのため67,000円が補助額となります。

※補助金の交付は1つの宅地につき1回です。

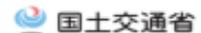
※補助金額の上限は50万円までです。

4 補助適応外になる場合

- (1) 秦野市道路後退用地取扱基準に基づく補助を受けた場合。
- (2) 本市からこの制度に類似する補助又は補償を受けた場合
- (3) 既存のブロック塀等を除去した後、新たに50センチメートル以上の高さのブロック塀等を設置した場合
- (4) 市税等を滞納している場合

参考 国土交通省よりブロック塀の点検チェックポイント

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

<専門家に相談しましょう>

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

参照URL：<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

問合せ先 秦野市くらし安心部防災課
電話番号 0463-82-9621